

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年1月28日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署
物部支所、香北支所

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 平成31年1月15日

(2) 措置通知年月日 平成31年1月22日

(3) 指摘事項

ア 香美市文書事務取扱規程第22条に基づき、作成すべき起案文書が作成されていなかった（物部支所、香北支所）

イ 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊にとじられていないものがあつた。（物部支所）

ウ 「平成29年度 香美市営葦生野「香北裕・YOU」団地改修工事設計監理委託業務」及び「平成30年度 香美市営葦生野「香北裕・YOU」第2団地改修工事設計監理委託業務」の委託契約書第37条に基づき設計書の引渡しの書類が作成されていなかった。（香北支所）

(4) 措置等の内容

ア 今後は、香美市文書事務取扱規程第22条に基づいた事務処理を徹底します。

イ 今後は、香美市文書事務取扱規程第39条第2項に基づいて、文書を保存期間満

了まで保存することを徹底します。
ウ 今後は、委託契約内容を遵守した事務処理を徹底します。

以上